

# 山梨県公報

号外第九号

令和元年

七月一日

月 曜 日

## 目次

○山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第三号

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(平成十三年山梨県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第六項までの規定中「平成三十一年六月三十日」を「令和四年六月三十日」に改める。

附則別表一中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則別表二中

ほうろう鉄器製造業	四〇
うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る。)	四〇
貴金属製造・再生業	四〇

を

ほうろう鉄器製造業	四〇
-----------	----

に、

金属鉱業	一〇〇
うわ薬製造業(うわ薬瓦の製造に使用するものを製造するものに限る。)	一四〇

を

金属鉱業	一〇〇
------	-----

に、

「一六〇」を「一二〇」に、「六〇〇」を「五〇〇」に、「七〇〇」を「六〇〇」に、「一、五〇〇」を「一、四〇〇」に、「二、九〇〇」を「二、八〇〇」に改める。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番